特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	定額減税補足調整給付金に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東庄町は、定額減税補足調整給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東庄町長

公表日

令和7年1月6日

[令和6年10月 様式2]

関連情報 I

- 124742113114						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	定額減税補足調整給付金の支給に関する事務					
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第 下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①対象者の抽出・管理 ②公金受取口座の照会 ③給付金の支給・管理						
③システムの名称	調整給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						
本町村民的情報コッノル						

|市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の135の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定 める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条

・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定 める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年2月 16日デジタル庁・総務省告示第7号)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

Т

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 総務課庶務係 0478-86-6082 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 町民課賦課徴収係 0478-86-6073

9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		令和6年12月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	,重点項目評価	「書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 「 十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や住基ネットでの照会の際は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記のような場合では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクに対し対策は十分であると考える。 ・申請書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書(USBメモリを含む)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄					
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育	啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	対象となるシステムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限について適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録しているため、不測の事態が発生した場合においても、状況の把握が可能である。このような対策によって、権限のない者により不正に使用されるようなリスクへの対策は十分であると考える。					

変更箇所

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和6年7月1日				事前				
令和7年1月6日	いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後				
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後				
令和7年1月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	び別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 間府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の135の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内間所・総務省令第5号)第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年2月16日デジタル庁・総務省告示第7号)	事後				
令和7年1月6日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第59 条の4の内観総理大臣及び終務大臣が定める 事務及び情報を定める告示(令和6年2月16日 デジタル庁・総務省告示第8号)	・公金受取口座登録法第10条 ・番号法第19条第1項第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第1項第 8号に基づ利用特定個人情報の提供関する 命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第 2条の表の160の項及び第162条	事後				
令和7年1月6日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後				
令和7年1月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後				
令和7年1月6日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリス クへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更による追加			
令和7年1月6日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に事務に係る機断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や住基本ットでの照会の際は、4情報又は住所を含む3情報による照金を行うことを厳守している。また、下記のような場合では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクに対し対策は十分であると考える。 ・申請書等に配載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力、特定個人情報の記載がある申請書(USBメモリを含む)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃業	事後	様式変更による追加			
令和7年1月6日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるりす くへの対策	事後	様式変更による追加			
令和7年1月6日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更による追加			
令和7年1月6日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象となるシステムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限について適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録しているため、不測の事態が発生した場合においても、状況の把握が可能である。このような対策によって、権限のない者により不正に使用されるようなリスクへの対策は十分であると考える。	事後	様式変更による追加			
]								